

令和5年度 財政資金対民間収支の実績

1. 概説

(1) 国庫収支とは

国は、外交、防衛、教育・科学の振興、公共施設整備等の施策の実施に必要な支出及びその財源の調達、財政投融资など様々な財政活動を行っているが、こうした財政活動の主体としてとらえた国のことを「国庫」と呼び、国庫に属する現金を「国庫金」と呼ぶ（なお、法律に基づいて業務上の現金を国庫に預託している沖縄振興開発金融公庫の預託金も国庫金に含む。）。

国庫金は日銀に預けられており、これを「政府預金」と呼ぶ。

国庫金の受払い、すなわち国庫収支は、政府預金の増減を伴わない国庫内振替収支と、政府預金の増減を伴う国庫対民間収支と国庫対日銀収支に区分され、更に、通貨量の増減を伴わない国庫対日銀収支と、通貨量の増減に影響を与える国庫対民間収支に区分される。

イ. 国庫対民間収支

国庫と民間との受払いを整理したもので、独立行政法人や地方公共団体が含まれる。

ロ. 国庫対日銀収支

国庫と日銀との受払いを整理したもので、日銀が保有する国債に係る償還元利金の支払や日銀が国庫に納める法人税や納付金などがこれにあたる。

ハ. 国庫内振替収支

国庫の内部での各会計相互間の受払いを整理したもので、例えば、一般会計から特別会計への繰入れなどがこれにあたる。

国庫収支と政府預金増減、通貨量増減との関係を図示すると次のとおりである。

	政府預金増減	通貨量増減
国庫対民間収支	○	○
国庫対日銀収支	○	×
国庫内振替収支	×	×

(注) ○印は増減がある場合を、×印は増減がない場合を示す。

(2) 財政資金対民間収支とは

財政資金対民間収支とは通貨量の増減をもたらす国庫対民間収支に、

イ. 代理店預け金、国庫送金等調整

実際の民間との資金受払いにおいて、国庫対民間収支に計上されるまでの間に生ずる時間的ズレ（代理店預け金、国庫送金、別口預金）を調整し、

ロ. 政府関係機関調整

国庫に業務上の現金を預託していないが、実質的には政府部門とみなされ、その資金の性格も国庫金に準ずる性格を有する機関（株式会社日本政策金融公庫、国際協力銀行）における資金の受払い（日銀当座預金残高の増減）

を加えることにより、財政活動に伴う通貨量の増減を的確に表すようにしたものである。

財政資金対民間収支は、国の財政活動による民間との収支を全て網羅し、しかも、通貨量増減との関係が明瞭になるように作られており、この意味で財政資金対民間収支は、すぐれて金融的な統計としての性格を持っている。

国庫収支と財政資金対民間収支の関係を図示すると次のとおりである。

国庫収支	国庫内振替支				
	現金収支 = 政府預金増減	国庫対日銀収支			
		国庫対民間収支	財政資金 対 民間収支		
		調整項目		代理店預け金	
				国庫送金等調整	
			政府関係機関調整		

なお、各年度予算の歳入と歳出は均衡しているが、租税の収納や交付金の支払等の時期は様々であり、日々の収支は均衡しない。この収支のタイミングのズレを調整して予算の適切な執行を保障するのが国庫の資金繰りであり、財務省は各省庁及び日銀等から情報を集め、日々国庫の収支状況を把握し、政府短期証券（財務省証券）の発行・償還等によって資金繰りを行っている。

(3) 「窓口収支」と「実質収支」とは

財政資金対民間収支（対民収支）の会計等内訳には、窓口収支によるものと実質収支によるものがある。窓口収支とは各会計等と民間との直接の受払いによる収支のみをとらえたものである。これに対し実質収支とは、窓口収支に国庫内振替収支（国庫内部における資金の受払い）を加えたものであり、これにより各会計等の実質的な収支内容が明らかになる。

すでに述べたように、国庫内振替収支は全体としては政府預金の増減を生じないので、窓口収支と実質収支は総収支尻においては常に等しくなるが、その内訳となる会計毎の収支をみると、差異が発生している。例えば「一般会計」については、資金調達を含めた窓口収支では常に大幅な受取超過となるが、これは一般会計から特別会計への資金の繰入れ等が、窓口収支には表れてこないことによる。

以上のように、窓口収支では、各会計・機関毎の収支の実態を十分につかめないという問題があるものの、窓口収支には、日々の収支実績が翌日には判明するという速報性や民間との結びつきという直接性において非常にすぐれた面がある。金融的観点から分析する上においては、収支の総量とその収支尻が問題であり、国庫と民間との間の資金の受払いを示した窓口収支がむしろ適しているといえる。また、対民収支の推移を分析する上において、窓口収支でも、これを過去の収支波動と対照し、対民収支の推移と関連づけてみることによって、ある程度実態的判断をすることが可能になる。

他方、対民収支がどのように動いているかを知るには、結局実質収支に頼るところが大きいともいえる。財政の動きを実体的に理解し、それを将来の対民収支動向の把握や政策の運営に役立てようとするならば、そこにはどうしても実質収支的分析が必要となってくるからである。

しかしながら、実質収支については、一般会計のほか13特別会計と1公庫についてそれら相互間の収支を毎日把握して分析していくのは事実上困難であるという弱点がある。

対民収支を利用するにあたっては、このような窓口収支と実質収支の特徴を十分知った上で、利用する必要がある。

2. 令和5年度における「窓口収支」の動き

(1) 収支の概要

財政資金対民間収支の動きは、予算や財政投融資の執行状況等を反映することはもとより、同時にその時の景気の動向など種々の要因にも影響される。

令和5年度の財政資金対民間収支（窓口収支）は第1表のとおり、総収支尻は82兆650億円の受取超過であり、前年度の84兆6,017億円の受取超過から2兆5,367億円受取超過幅が縮小した。

これは、国庫短期証券等が受取超過から支払超過に転じたこと等による。

これを区分別にみると、一般会計の収支尻は、社会保障費が22兆5,771億円の支払となり、前年度の28兆6,090億円の支払に比べ、6兆319億円支払が縮小したこと等により、前年度の13兆2,789億円の支払超過から7兆1,649億円の支払超過となった。

特別会計等の収支尻は、外国為替資金の受取超過幅が縮小したこと等により、19兆4,673億円の支払超過となり、前年度の14兆1,973億円の支払超過に比べ、5兆2,700億円支払超過幅が拡大した。

国債等は111兆7,802億円の受取超過となり、前年度の102兆3,676億円の受取超過に比べ、9兆4,126億円受取超過幅が拡大した。

国庫短期証券等は前年度の12兆429億円の受取超過から、1兆7,467億円の支払超過に転じた。

(2) 年度中の動き

令和5年度の財政資金対民間収支の年度中の動きは、第1図のとおりであり、この動きを四半期毎にみると、以下のとおりである（第2表参照）。

イ. 第1・四半期

一般会計は3兆835億円の支払超過となり、前年同期4兆4,272億円の支払超過に比べ、1兆3,437億円支払超過幅が縮小した。

特別会計等は9兆4,531億円の支払超過となり、前年同期9兆6,493億円の支払超過に比べ、1,962億円支払超過幅が縮小した。

国債等は26兆5,100億円の受取超過となり、前年同期26兆4,541億円の受取超過に比べ、559億円受取超過幅が拡大した。

第1表 令和5年度 財政資金対民間収支（窓口収支）
（△は支払超過, 単位 億円）

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比 較 (A)-(B)
一 般 会 計	△71,649	△132,789	61,141
うち 租 税	710,998	736,912	△25,914
社会 保障 費	△225,771	△286,090	60,319
そ の 他 支 払	△254,852	△287,642	32,789
特 別 会 計 等	△194,673	△141,973	△52,700
うち 財 政 投 融 資	23,054	6,100	16,954
外国為替資金	2,539	91,534	△88,995
保 険	△122,590	△141,336	18,746
小 計	△266,322	△274,762	8,440
国 債 等	1,117,802	1,023,676	94,126
国庫短期証券等	△17,467	120,429	△137,896
合 計	834,013	869,343	△35,330
調 整 項 目	△13,363	△23,326	9,963
総 計	820,650	846,017	△25,367

（注）一般会計は交付税及び譲与税配付金特別会計を含む。

国庫短期証券等は3兆2,242億円の受取超過となり、前年同期11兆609億円の受取超過に比べ、7兆8,367億円受取超過幅が縮小した。

以上により、総収支戻は16兆7,356億円の受取超過となり、前年同期22兆2,938億円の受取超過に比べ、5兆5,582億円受取超過幅が縮小した。

ロ. 第2・四半期

一般会計は1,132億円の受取超過となり、前年同期2兆3,282億円の受取超過に比べ、2兆2,150億円受取超過幅が縮小した。

特別会計等は2兆5,534億円の受取超過となり、前年同期5兆5,478億円の受取超過に比べ、2兆9,945億円受取超過幅が縮小した。

国債等は28兆5,876億円の受取超過となり、前年同期24兆1,251億円の受取超過に比べ、4兆4,626億円受取超過幅が拡大した。

国庫短期証券等は6兆874億円の支払超過となり、前年同期6兆1,473億円の支払超過に比べ、599億円支払超過幅が縮小した。

以上により、総収支戻は24兆5,306億円の受取超過となり、前年同期24兆9,468億円の受取超過に比べ、4,162億円受取超過幅が縮小した。

ハ. 第3・四半期

一般会計は2兆5,953億円の受取超過となり、前年同期6,297億円の受取超過に比べ、1兆9,656億円受取超過幅が拡大した。

特別会計等は8兆6,137億円の支払超過となり、前年同期5兆2,674億円の支払超過に比べ、3兆3,463億円支払超過幅が拡大した。

国債等は28兆7,693億円の受取超過となり、前年同期23兆7,577億円の受取超過に比べ、5兆116億円受取超過幅が拡大した。

国庫短期証券等は前年同期1,109億円の受取超過から1兆1,908億円の支払超過に転じた。

以上により、総収支戻は21兆6,314億円の受取超過となり、前年同期18兆9,887億円の受取超過に比べ、2兆6,427億円受取超過幅が拡大した。

ニ. 第4・四半期

一般会計は6兆7,899億円の支払超過となり、前年同期11兆8,097億円の支払超過に比べ、5兆197億円支払超過幅が縮小した。

特別会計等は3兆9,538億円の支払超過となり、前年同期4兆8,284億円の支払超過に比べ、8,746億円支払超過幅が縮小した。

国債等は27兆9,133億円の受取超過となり、前年同期28兆307億円の受取超過に比べ、1,174億円受取超過幅が縮小した。

国庫短期証券等は2兆3,073億円の受取超過となり、前年同期7兆184億円の受取超過に比べ、4兆7,111億円受取超過幅が縮小した。

以上により、総収支戻は19兆1,672億円の受取超過となり、前年同期18兆3,723億円の受取超過に比べ、7,949億円受取超過幅が拡大した。

3. 令和5年度における「実質収支」の動き

令和5年度の各会計等の実質収支及び対前年度比較は、第3表、第4表のとおりであり、主な会計等についての実質収支の具体的内容は、以下のとおりである。

イ. 一般会計

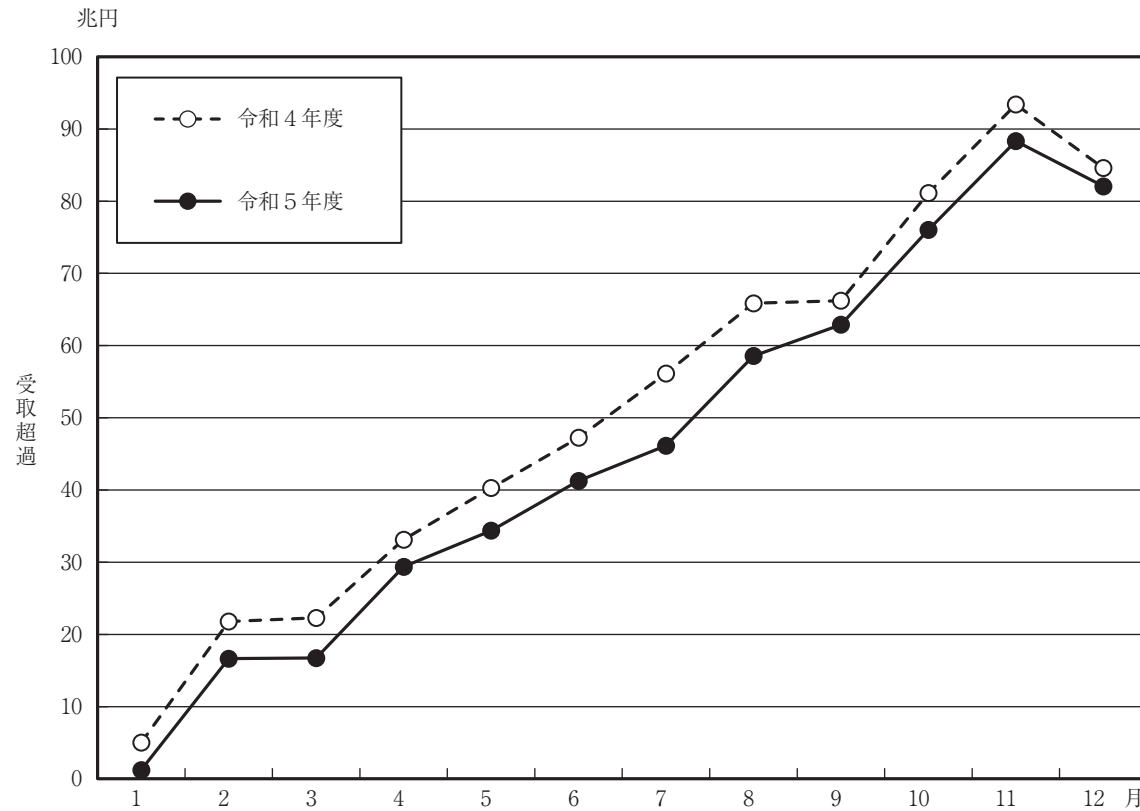
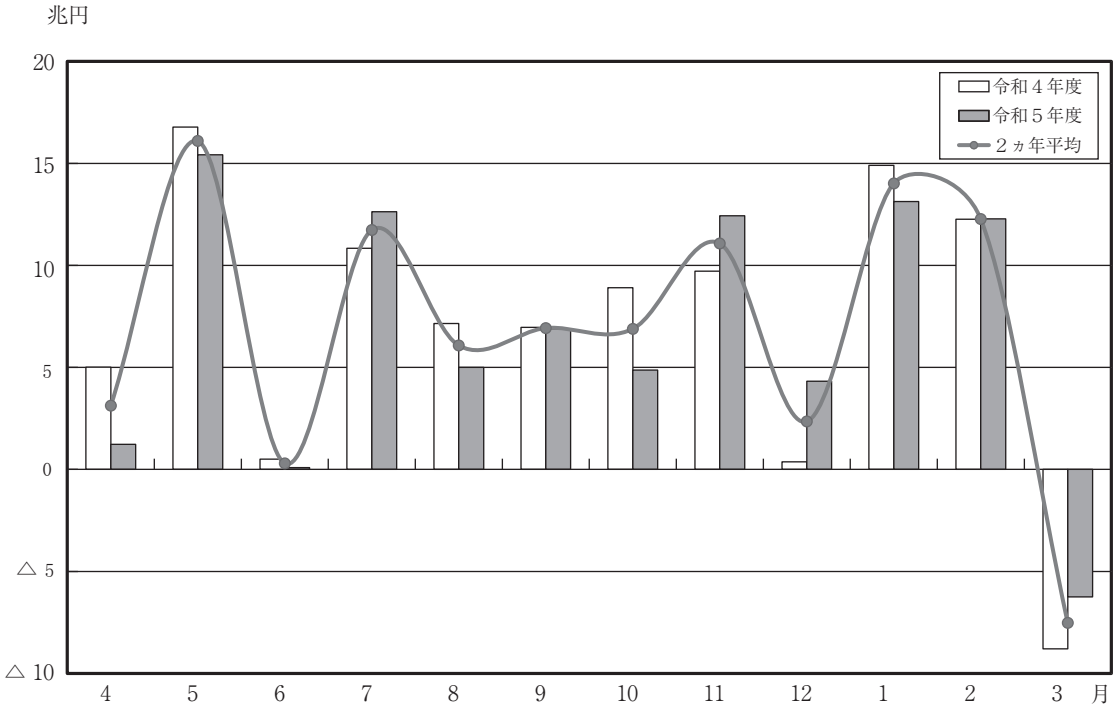
令和5年度における実質収支は、48兆5,936億円の支払超過となり、前年度の53兆7,249億円の支払超過に比べ、5兆1,313億円支払超過幅が縮小した。

さらに、資金調達・返済を含めたところでの一般会計の実質収支は、17兆180億円の支払超過となり、前年度の4兆3,396億円の支払超過に比べ、12兆6,783億円支払超過幅が拡大した（第5表参照）。

ロ. 特別会計等

令和5年度における実質収支は、24兆9,137

第1図 財政資金対民間収支（窓口収支）の年度中の動き



億円の受取超過となり、前年度の29兆5,112億円の受取超過に比べ、4兆5,974億円受取超過幅が縮小した。

(イ) 財政投融资

6兆3,819億円の受取超過となり、窓口収支の受取超過幅が拡大したこと等により、前年度の2兆2,765億円の受取超過に比べ、4兆1,054億円受取超過幅が拡大した。

(ロ) 外国為替資金

窓口収支の受取超過幅が縮小したこと等により、前年度の9兆1,927億円の受取超過から2兆873億円の支払超過に転じた。

4. 資金需給実績と金融調節

(1) 資金需給実績の見方

資金需給実績とは、金融市場における資金の過不足の状態と、これを調節する日銀信用等の増減を日銀諸勘定残高の増減から計数的に明らかにした統計である。

令和5年度の資金需給実績は第6表のとおりであるが、表の資金過不足の欄をはさみ、上段部分は金融市場の資金の増減要因を示しており、それらの要因を加減し、最終的な資金過不足の額を資金過不足の欄に計上している。下段部分ではその過不足に対し、日銀がどのような調節を行ったかを示している。

(2) 資金過不足要因

金融市場の資金は次の3要因により増減し、その過不足額は各要因の額を加減して決定される。資金過不足要因の符号は、金融市場に対し資金余剰をもたらすものをプラス、資金不足をもたらすものをマイナスとして表している。

イ. 実体経済における現金需要（日銀券）

個人及び企業等に現金需要が発生した場合、金融市場の資金は個人及び企業等が市中金融機関に保有する預金の払戻を通じ実体経済に流出する。したがって、実体経済における現金需要の増加は金融市場の資金の減少に繋がり、資金不足要因となり、そのほとんどが資金需給実績の日銀券の発行超により示される。すなわち日銀券の発行超は資金不足要因となり、逆に還収超は資金余剰要因となる。(注)

ロ. 国庫対民間取引（財政資金）

財政資金の支払超過は、国庫の資金が金融市場へ流出し、金融市場の資金を増加させることを意味する。したがって、財政資金の支払超過は資金余剰要因、逆に受取超過は資金不足要因である。

ハ. 日銀対民間取引（その他）

イ及びロの要因のほか、日銀と民間との間で行われる取引のうちで金融市場における資金の増減に影響を及ぼすものがあり、資金需給実績ではそれらを「その他」に計上している（例えば、外国中央銀行等からの海外預り金残高の増減や日銀信用の利息収支等）。

日銀が民間に対して支払う金額が受け取る金額を上回することは、日銀の資金が金融市場の資金を増加させることを意味するため資金余剰要因、逆に資金不足要因である。

(注) 貨幣について

現金需要は日銀券のほか貨幣に対する需要も含まれるが、貨幣については日銀対民間取引として「その他」に計上される。基本的には日銀券と同様に、貨幣の流通は資金不足要因であり、回収は余剰要因であるが、日銀券との引換えて貨幣が受払いされる場合は、同額の日銀券の発行・還収と相殺され、金融市場の資金は変化しない。

(3) 資金需給実績

令和5年度における「日銀券」は、前年度の2兆840億円の発行超から、1兆751億円の還流超に転じた。また、「日銀券」の平均発行残高の伸び率は、前年度比0.4%（前年度2.9%）となった。

一方、「財政資金」は、82兆650億円の受取超過となり、前年度の84兆6,017億円の受取超過に比べ、2兆5,367億円受取超過幅が縮小した。

また、日銀対民間取引を示す「その他」は、11兆2,666億円の受取超過となり、前年度の5兆3,307億円の受取超過から5兆9,359億円受取超過幅が拡大した。

この結果、年度中の資金需給は92兆2,565億円の資金不足となった（前年度92兆164億円の資金不足）。

(4) 金融調節

日銀は、資金供給及び吸収のために、以下のようなオペレーション手段を有しており、金融政策決定会合で決定する方針に沿った金融調節を行うよう、状況に応じて使い分けている。

第2表 令和5年度中の

区 分	第1・四半期			第2・四半期		
	令和5年度	令和4年度	前年度比	令和5年度	令和4年度	前年度比
一 般 会 計	△30,835	△44,272	13,437	1,132	23,282	△22,150
うち 租 税	202,921	211,420	△8,499	149,285	169,183	△19,898
社 会 保 障 費	△66,721	△79,107	12,386	△55,484	△49,345	△6,139
そ の 他 支 払	△66,454	△75,059	8,605	△38,448	△42,158	3,710
特 別 会 計 等	△94,531	△96,493	1,962	25,534	55,478	△29,945
うち 財 政 投 融 資	△4,138	5,590	△9,728	30,932	40,063	△9,130
外国為替資金	2,846	2,879	△32	△1,414	30,486	△31,901
保 険	△73,883	△80,410	6,527	20,790	12,540	8,250
小 計	△125,366	△140,765	15,399	26,666	78,760	△52,095
国 債 等	265,100	264,541	559	285,876	241,251	44,626
国庫短期証券等	32,242	110,609	△78,367	△60,874	△61,473	599
合 計	171,976	234,384	△62,409	251,669	258,539	△6,870
調 整 項 目	△4,619	△11,446	6,827	△6,362	△9,070	2,708
総 計	167,356	222,938	△55,582	245,306	249,468	△4,162

(注) 一般会計は交付税及び譲与税配付金特別会計を含む。

イ. 国債買入

利付国債を入札によって買入れる資金供給オペレーションである。

ロ. 国庫短期証券買入および国庫短期証券売却

国庫短期証券を入札によって買入れる（売却する）資金供給（吸収）オペレーションである。

ハ. 国債買現先および国債売現先

国債買現先オペは、利付国債や国庫短期証券を予め定めた期日（1年以内）に売戻す条件を付して買入れ、これを上記の期日に、買入価格に期間利回りによる金利相当額を加えた金額で買入先に売戻すオペレーションである。

国債売現先オペは、利付国債や国庫短期証券を予め定めた期日（6ヶ月以内）に買戻す条件を付して売却し、これを上記の期日に、売却価格に期間利回りによる金利相当額を加えた金額で売却先から買戻すオペレーションである。

ニ. 共通担保資金供給

金融機関等から日銀に差入れられた共通担保を裏付けとして、対象先である金融機関等に対して資金を貸付けるオペレーションであり、貸付利率については、金利入札方式及び固定金利方式がある。

金利入札方式は、貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式であり、固定金利方式は、貸付日における誘導目標

金利（無担保コールレート（オーバーナイト物））を貸付利率とする固定金利方式である。貸付期間は10年以内となっている。

なお、固定金利方式の貸付利率については、貸付日における誘導目標金利とすることを原則としているが、令和5年1月より、年限ごとの国債の市場実勢相場を踏まえ、金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促す観点から、貸付けのつど決定する利率とすることとなった。

ホ. CP買現先

日銀が担保として適格としているコマーシャル・ペーパー（CP）等を、売戻し条件を付して買入れる資金供給オペレーションである。買入にあたっては、買入日の翌日から起算して3ヶ月以内の確定日に売戻しを行う旨の条件を付する。

ヘ. 手形売出

日銀が振り出す満期3ヶ月以内の手形を入札によって売却する資金吸収オペレーションである。

ト. CPおよび社債等買入

日銀が担保として適格としているCP及び社債等を買入れる資金供給オペレーションである。

チ. 指数連動型上場投資信託受益権等買入等

金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、指

窓 口 収 支 の 動 き

(△は支払超過, 単位 億円)

第3・四半期			第4・四半期			年 度 間 計		
令和5年度	令和4年度	前年度比	令和5年度	令和4年度	前年度比	令和5年度	令和4年度	前年度比
25,953	6,297	19,656	△67,899	△118,097	50,197	△71,649	△132,789	61,141
194,342	197,977	△3,636	164,451	158,332	6,119	710,998	736,912	△25,914
△43,766	△64,723	20,957	△59,799	△92,914	33,115	△225,771	△286,090	60,319
△48,370	△53,864	5,495	△101,581	△116,560	14,979	△254,852	△287,642	32,789
△86,137	△52,674	△33,463	△39,538	△48,284	8,746	△194,673	△141,973	△52,700
2,360	△21,673	24,033	△6,100	△17,879	11,779	23,054	6,100	16,954
△189	61,637	△61,826	1,296	△3,468	4,764	2,539	91,534	△88,995
△72,731	△74,536	1,805	3,235	1,071	2,165	△122,590	△141,336	18,746
△60,184	△46,377	△13,807	△107,438	△166,381	58,943	△266,322	△274,762	8,440
287,693	237,577	50,116	279,133	280,307	△1,174	1,117,802	1,023,676	94,126
△11,908	1,109	△13,017	23,073	70,184	△47,111	△17,467	120,429	△137,896
215,601	192,309	23,292	194,768	184,111	10,658	834,013	869,343	△35,330
714	△2,422	3,136	△3,096	△387	△2,708	△13,363	△23,326	9,963
216,314	189,887	26,427	191,672	183,723	7,949	820,650	846,017	△25,367

数連動型上場投資信託受益権（ETF）及び不動産投資法人投資口（J-REIT）の買入れ等を実施するものである。

リ. 被災地金融機関支援資金供給

大規模な災害にかかる被災地の金融機関を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、適格担保を担保として、日銀が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により資金を貸付ける資金供給オペレーションである。貸付期間は2年以内、貸付利率は年0%である。

※被災地金融機関支援オペは、それまで東日本大震災及び平成28年熊本地震の各々に対して制度を設け、期限を1年ずつ更新する枠組みとしていたものを、復旧・復興に向けた被災地金融機関の取組みへの支援をより安定的に継続する観点から、新たな枠組みに一本化のうえで、期限を廃止するとした見直しを行ったものである（令和2年7月1日から実施）。

ヌ. 新型コロナ対応金融支援特別資金供給

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、民間部門における金融面の円滑確保に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、共通担保として差入れられてい

る民間債務及び新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高の合計額の範囲内で、資金を貸付ける資金供給オペレーションである。貸付期間は1年以内、貸付利率は年0%である。令和5年3月31日をもって廃止となった。

ル. 気候変動対応資金供給

民間における気候変動対応を支援するため、適格担保を担保として、わが国の気候変動対応に資する投融资の残高の範囲内で、資金を貸付ける資金供給オペレーションである。貸付期間は原則1年、貸付利率は年0%である。

ヲ. 補完貸付制度

日銀が金融機関等からの借入申込みを受け、差入れられた担保の範囲内で、原則として基準貸付利率により、翌営業日を返済期限として受動的に実行する貸付である。

ワ. 国債補完供給

金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債及び資金決済の円滑確保にも資するとの観点から、日銀が保有する利付国債及び国庫短期証券のうち日銀が適当と認める銘柄を、市場参加者に対して、一時的かつ補完的に供給することを目的として行う国債の買戻条件付売却を実施するものである。

カ. 米ドル資金供給

国際金融資本市場の状況と、これが円市場の

第3表 令和5年度 財政資金対民間収支（実質収支）

（△は支払超過，単位 億円）

区 分	窓口収支	国庫内振替収支	計 (実質収支)
一般会計	△71,649	△414,287	△485,936
財政投融资	23,054	40,764	63,819
外国為替資金	2,539	△23,412	△20,873
保険	△122,590	131,082	8,493
その他	△97,677	295,376	197,698
国債等	1,117,802	△20,155	1,097,647
国庫短期証券等	△17,467	△9,368	△26,835
合計	834,013	-	834,013
調整項目	△13,363	-	△13,363
総計	820,650	-	820,650

（注）一般会計は交付税及び譲与税配付金特別会計を含む。

第4表 実質収支の対前年度比較

（△は支払超過，単位 億円）

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A)-(B)
一般会計	△485,936	△537,249	51,313
財政投融资	63,819	22,765	41,054
外国為替資金	△20,873	91,927	△112,800
保険	8,493	△10,297	18,790
その他	197,698	190,717	6,982
国債等	1,097,647	996,091	101,556
国庫短期証券等	△26,835	115,390	△142,224
合計	834,013	869,343	△35,330
調整項目	△13,363	△23,326	9,963
総計	820,650	846,017	△25,367

（注）一般会計は交付税及び譲与税配付金特別会計を含む。

第5表 一般会計収支尻内訳

（△は支払超過，単位 億円）

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A)-(B)
前々年度剰余金の使用（△）	△0	△531	531
前年度剰余金の使用（△）	△33,911	△22,732	△11,179
歳入増加・減少（△）	△53,316	△79,174	25,858
収入のズレ（出納整理）	△32,609	266	△32,875
支出のズレ（ 〃 ）	△21,905	2,278	△24,183
歳出繰越の増減	△68,895	△44,744	△24,151
歳出不用	68,911	113,085	△44,174
その他	△324,220	△491,729	167,509
小計	△465,945	△523,282	57,337
対日銀収支の調整	△19,991	△13,968	△6,023
合計	△485,936	△537,249	51,313
資金調達・返済	315,757	493,853	△178,097
総計	△170,180	△43,396	△126,783

（注）一般会計は交付税及び譲与税配付金特別会計を含む。

第6表 令和5年度 資金需給実績

（単位 億円）

区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	前年度比 (A)-(B)
日銀券	10,751	△20,840	31,591
財政資金	△820,650	△846,017	25,367
その他	△112,666	△53,307	△59,359
資金過不足	△922,565	△920,164	△2,401
日銀信用	1,043,604	779,160	264,444
国債買入	875,809	1,359,890	△484,081
国庫短期証券買入	41,051	81,074	△40,023
国庫短期証券売却	-	-	-
国債買現先	-	-	-
国債売現先	-	-	-
共通担保資金供給 (本店買入)	-	-	-
共通担保資金供給 (全店買入)	44,982	134,642	△89,660
C P 買現先	-	-	-
手形売出	-	-	-
C P および社債等買入	△18,562	△9,603	△8,959
指数連動型上場投資信託 受益権等買入等	1,402	4,814	△3,412
被災地金融機関 支援資金供給	△715	△3,608	2,893
熊本地震被災地金融機関 支援資金供給	-	-	-
新型コロナウイルス対応金融支援 特別資金供給	△59,810	△808,562	748,752
気候変動対応資金供給	37,449	23,731	13,718
貸出	-	-	-
国債補完供給	9,222	△86,083	95,305
米ドル資金供給用 担保国債供給	-	-	-
成長基盤強化 支援資金供給	△19,260	△9,388	△9,872
貸出増加支援資金供給	132,036	92,253	39,783
当座預金	121,039	△141,004	262,043

（注）△印は、日銀券……発行超、財政資金・その他……受取超過、資金過不足……不足、日銀信用……減少、当座預金……取崩し

流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、適格担保を担保として行う米ドル建て貸付けオペレーションである。

ヨ. 米ドル資金供給用担保国債供給

米ドル資金供給オペレーションにおいて、担保の供給を目的として行う国債の買戻条件付売却を実施するものである。

タ. 貸出支援基金

物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための措置として、バランスシート上に基金を創設し、わが国経済の成長基盤強化及び貸出増加に向けた民間金融機関による取組みを支援するため、適格担保を担保とする資金供給（成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給）を実施するものである。

（参考）当座預金

当座預金とは、市中金融機関等が日銀に対して保有している当座預金のことであり、その残高は超過準備も含めた準備預金残高及び準備預金制度非適用先当座預金残高である。資金需給実績では、その積み増し超、または取崩し超（△）が計上される。なお、準備預金制度とは、市中金融機関に対して、その預金等の債務の一定割合（預金準備率）相当額を支払準備として無利子で日銀に強制的に預入れさせる制度である。各金融機関は、毎月16日から翌月15日の間に所要の平均残高を積み上げなければならないという制約はあるものの、弾力的に運用することができるため、資金不足時には準備預金を取り崩し、資金余剰時には積み上げることになる。また、非適用先当座預金とは、準備預金制度が適用されない証券会社、短資会社等の預金をいう。

（5）資金需給の変動の特徴

資金過不足の主要因である日銀券、財政収支の年度間を通じた動きをみると、各々、月により一定の変動パターンを示し、したがって資金過不足も一定の変動パターンを示している（統計32参照）。また、月中の動きにも一定のパターンがある。すなわち月初日には日銀券還流により資金余剰、2日目には法人税等の租税の収納により資金不足、24～25日には民間の給与支払による日銀券発行超により資金不足といった動きとなるのが一般的である。

5. 国庫金の効率的な管理

国庫金は、その受払いの時期が様々であるため、国庫収支は時期によって資金不足や資金余剰が生じるが、財務省としては、国庫収支の過不足

の調整を行い、国庫余裕金（国内指定預金（一般口））の残高を抑制する等、国庫金の効率的な管理に努めているところである。具体的には、平成17年度からは下記イの施策を、平成18年度からは下記ロの施策を、また平成19年度からは下記ハからホの施策を実施してきた。

イ. 受入と支払のタイミングのズレを小さくする取組み

普通交付税の交付等の大口の支払日を租税・年金保険料の受入日に合わせる等により、国庫金の受入と支払のタイミングのズレそのものを小さくする（第2図参照）。

（イ）普通交付税（4月、6月、9月及び11月に交付）について、交付日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とする。

（ロ）個人向け国債及び2年物国債について、発行日を原則15日（偶数月は年金支給日に該当）とする。

なお、2年物国債は、平成30年6月発行分より、原則1日を発行日としている。

（ハ）各行政機関に対し、支払日が法定されていない歳出金等について、支払日を原則月末から2営業日目（租税・年金保険料の受入日）とするよう要請する。

なお、本施策の実施に伴い、毎月2営業日目に公表している「財政資金対民間収支」において、平成18年4月公表分から、財政活動により生ずる国と民間との間の主な受払日を掲載している。

ロ. 短期間の国庫余裕金の繰替使用と償還期間2ヶ月程度の政府短期証券の発行を併用した取組み

従来、3ヶ月物の政府短期証券（FB）の発行により行ってきた特別会計等との資金繰りの一部について、短期間の国庫余裕金の繰替使用と償還期間2ヶ月程度のFBの発行を併用することにより、国庫余裕金（政府預金）残高及び3ヶ月物のFBの発行額の一層の縮減を図る（第3図参照）。

この2ヶ月程度のFBについては、財政の支払超過となる日を発行日、財政の受取超過となる日を償還日とし、年間を通じて適宜発行する。

ハ. 年度を越える国庫余裕金の繰替使用

特別会計に関する法律（平成19年4月1日施行）等において、FBを発行する資金に対し、年度を越える国庫余裕金の繰替使用が可能となる措置を盛り込んでいる（第4図参照）。

ニ. 国庫金の外国送金に伴う外貨調達コストを削減する取組み

国庫金について外国送金する米ドル・ユーロを外国為替資金から両替手数料なしで調達し、両替手数料分のコストを削減する取組みを実施している（第5図参照）。

※米ドルは平成19年4月以降、ユーロは平成26年10月以降実施。

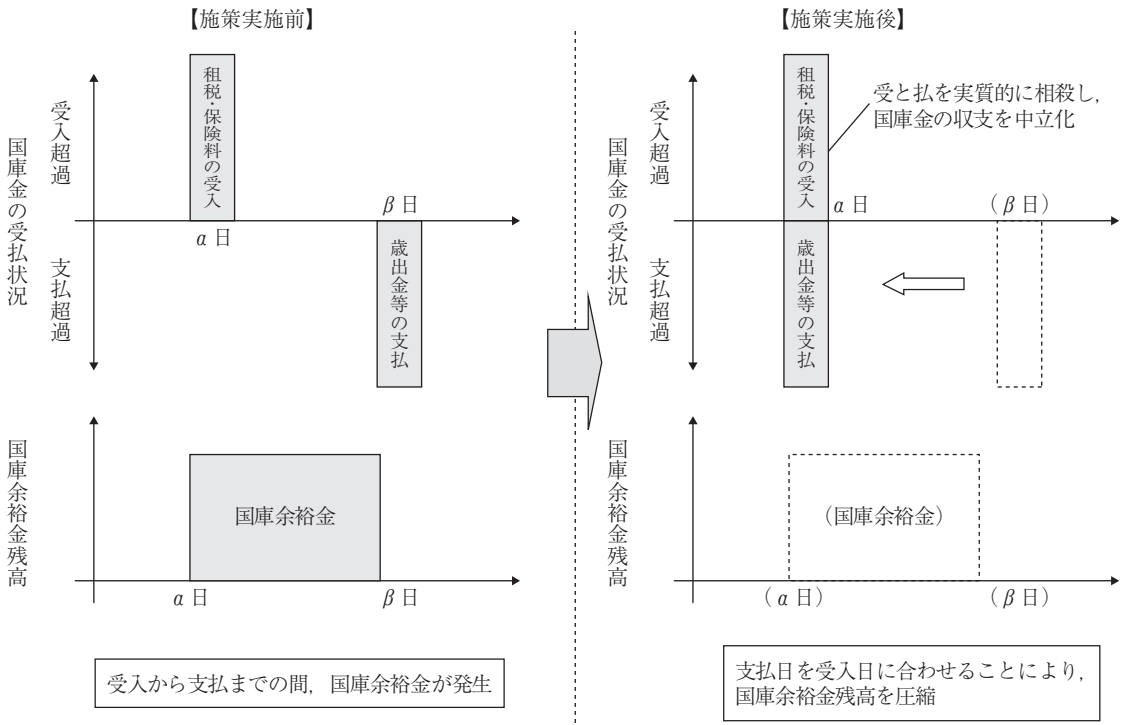
ホ. 国庫内引受FBの機動的な発行及び償還についての取組み

現金が不足する期間について、よりきめ細かい資金繰りを行うため、2ヶ月程度のFBよりも償還期間が短いFBを国庫内引受により発行し、政府預金残高が過大とならないように努めている。

第2図 国庫金の受払日のズレの調整

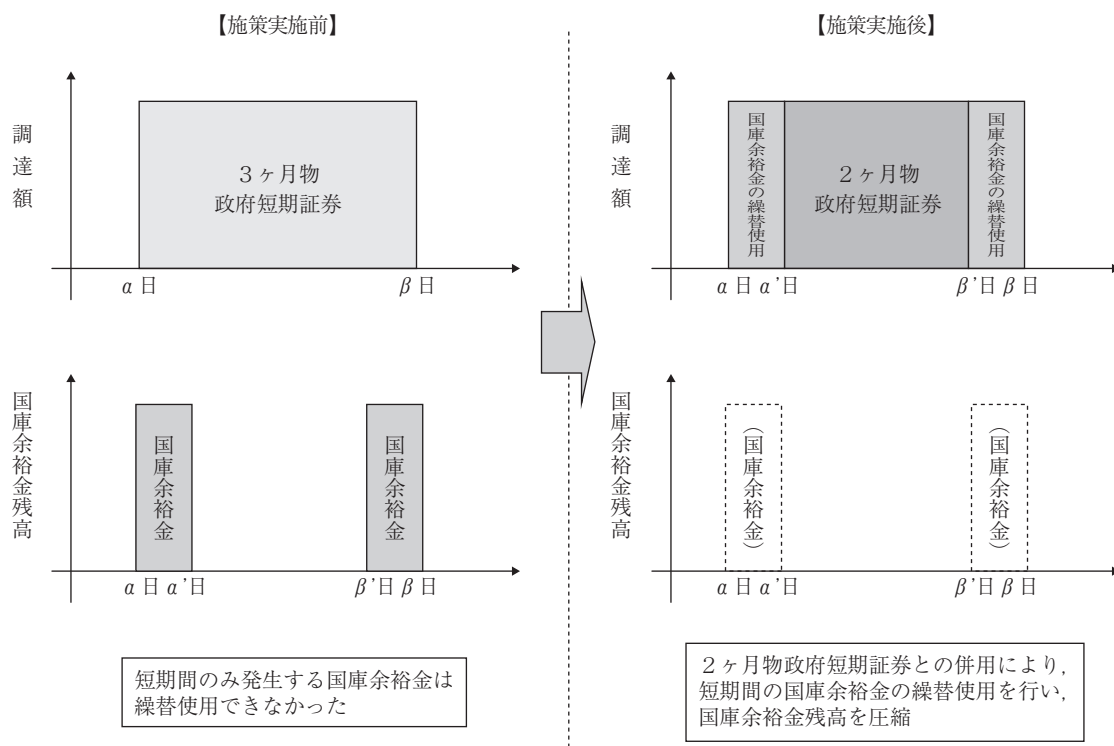
- ・ 普通交付税の交付日を租税・年金保険料の受入日とする。
- ・ 個人向け国債及び2年国債（※）の発行日を年金支給日とする。
- ・ 各行政機関に対し、支払日が法定されていない歳出金等について、支払日を租税・年金保険料の受入日とするよう要請する。

※2年国債の発行日は、平成30年6月発行分より、原則1日としている。



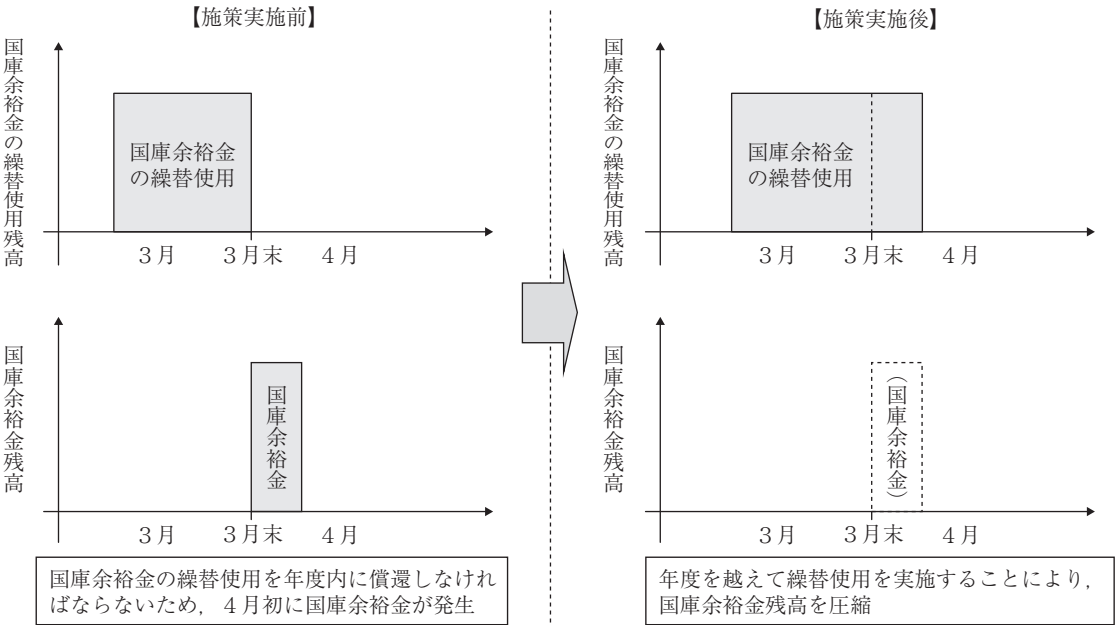
第3図 国庫余裕金の繰替使用と2ヶ月程度の政府短期証券（FB）の併用

- ・ 短期間の国庫余裕金の繰替使用（現金不足の特会等への無利子融通）と2ヶ月程度のFBの発行を併用することにより、3ヶ月物FBの発行額を縮減するとともに国庫余裕金残高を圧縮する。

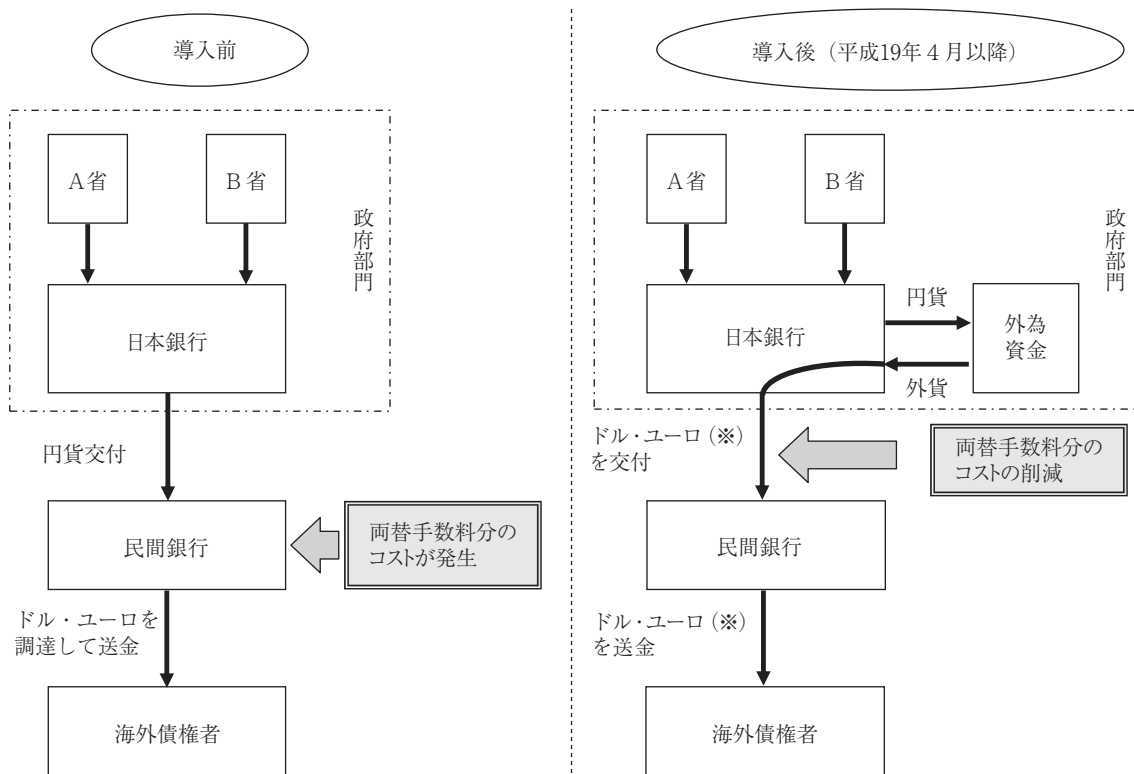


第4図 年度を越える国庫余裕金の繰替使用

- ・ FBを発行する資金について，年度を越える国庫余裕金の繰替使用を可能とする（特別会計に関する法律（平成19年4月施行）等で措置）。



第5図 外国送金に関する施策のイメージ図



※ユーロは平成26年10月から実施